

一般財団法人放送セキュリティセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人放送セキュリティセンターと称し、英文ではSecure Broadcasting Authorization and Research Center(略称「SARC」)と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要の地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、放送のセキュリティ管理及び個人情報の適正な取扱いの確保に必要な業務を行い、もって高度情報通信社会の健全な発達及び公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 放送のセキュリティ管理に関する業務
- (2) 対象事業者の個人情報の取扱いに関する個人情報の保護に関する法律第53条の規定による苦情処理
- (3) 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報提供
- (4) 放送事業者等の個人情報の適正な取扱いの確保に関する普及啓発等
- (5) 放送事業者等に対するプライバシーマーク指定審査機関に関する業務
- (6) 前各号に定めるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会の決議により基本財産に繰り入れられた財産をもって構成する。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員6名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の議決をもって行う。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第19条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選任された議事録署名人1名以上が記名押印するものとする。

第6章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、3名以内の常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。専務理事は、理事長を補佐し、事務を統括する。常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、事務を分担する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない

とき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

なお、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選出する。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第8章 顧問等

(顧問)

第39条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。
2 顧問は、学識経験を有する者のうちから、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
3 顧問は、この法人の重要事項について理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
4 顧問の任期は、2年とする。
5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(参与)

第 40 条 この法人に重要な職員として参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3 参与は、理事長の定めるところにより職務を行う。

第 9 章 賛助会員

(賛助会員)

第 41 条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 個人情報保護センター及び管理運営委員会

(個人情報保護センター)

第 42 条 この法人に個人情報保護センターを置く。

2 個人情報保護センターは、第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号までの事業を行う。

3 個人情報保護センターの組織、職員の選任方法その他の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

4 理事長が、個人情報保護センターが第 2 項の事業を実施する上で必要と認めるときは、次条に規定する管理運営委員会に意見を聞くことができる。

5 個人情報保護センターは、その活動の結果を定期的に管理運営委員会に報告しなければならない。

(管理運営委員会)

第 4 3 条 この法人に管理運営委員会を置く。

- 2 管理運営委員会は、個人情報保護センターが行う前条第 2 項の業務が、適正に行われているか評価する。
- 3 管理運営委員会の組織、委員の選任方法その他の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
- 4 管理運営委員会は、前条第 4 項により理事長から意見を求められた場合には、当該事項について協議し、管理運営上、必要と認められるときは、適宜助言を行うものとする。
- 5 管理運営委員会は、前条第 5 項の報告に基づき、理事長に対して、必要な助言を行う。

第 1 1 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 4 4 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 1 1 条についても適用する。

(解散)

- 第 4 5 条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

- 第 4 6 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第49条 主たる事務所には、次の各号に掲げる書類(電磁的記録をもって作成されているものを含む。以下同じ。)及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (3) 事業報告
 - (4) 事業報告の附属明細書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (7) 監査報告
 - (8) 評議員会及び理事会の議事録
 - (9) 議員会及び理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面若しくは記録した電磁的記録
 - (10) 事業計画書及び収支予算書
 - (11) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めによる。

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（理事長）は辻井重男とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
浅見訓男、井川泉、大寺廣幸、佐藤和仁、苗村憲司、仁藤雅夫、村上政博

附 則 （平成26年6月23日 第3回評議員会決議）

この定款の変更は、平成26年6月23日より施行する。

附 則 （平成29年6月22日 第6回評議員会決議）

この定款の変更は、平成29年6月22日より施行する。

附 則 （令和元年6月20日 第8回評議員会決議）

この定款の変更は、令和元年6月20日より施行する。